

膀胱がんを発生させるおそれのある化学物質に係る健康診断の項目  
(特定化学物質障害予防規則の抜粋)

別表第三(第三十九条関係) ※一次健康診断項目

業務	期間	項目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロロベンジジン及びその塩 四 アルファーナフチルアミン及びその塩 五 オルトートリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 パラージメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 <sup>さ</sup> 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 <sup>さ</sup> のパパニコラ法による細胞診)の検査
(十四) オーラミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 <sup>さ</sup> 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 <sup>さ</sup> のパパニコラ法による細胞診)の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査
(五十一) 次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状

	<p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>		<p>の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣<sup>さ</sup>のパパニコラ法による細胞診)の検査</p>
--	--	--	---

別表第四(第三十九条関係) ※二次健康診断項目

業務		項目
(一)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 ベンジジン及びその塩</p> <p>二 ベーターナフチルアミン及びその塩</p> <p>三 アルファ—ナフチルアミン及びその塩</p> <p>四 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン</p> <p>五 前各号に掲げる物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱<sup>ぼうこう</sup>鏡検査又は腎盂<sup>う</sup>撮影検査</p>
(二)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 ジクロールベンジン及びその塩</p> <p>二 オルト—トリジン及びその塩</p> <p>三 ジアニシジン及びその塩</p> <p>四 マゼンタ</p> <p>五 前各号に掲げる物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱<sup>ぼうこう</sup>鏡検査</p>
(十五)	<p>オーラミン(これをその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱<sup>ぼうこう</sup>鏡検査又は肝機能検査</p>

(四十八)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱<sup>ぼうこう</sup>鏡検査又は腎盂<sup>う</sup>撮影検査</p>
-------	--	---